

単独型介護予防認知症対応型通所介護事業所

ふじの里デイサービスルーム運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 江陽（以下「事業者」という。）が設置運営するふじの里デイサービスルーム（以下「事業所」という。）は、要支援状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所において提供する介護予防認知症対応型通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「ケアプラン」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切な介護予防認知症対応型通所介護サービス（以下「サービス」という。）を提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ② 名 称 ふじの里デイサービスルーム
- ② 所在地 奥州市江刺藤里字平37番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する従業者の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対するサービスの利用申し込みに係る調整、ケアプランの作成等を行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
- ③ 看護職員又は介護職員 2名以上
看護職員又は介護職員は、日常生活全般にわたる生活支援を行う。
- ④ 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は以下の通りとする。

- ・営業日 : 月曜日～金曜日
- ・営業時間 : 9:45～16:00
- ・休業日 : 土曜日・日曜日・祝日、8月13日～8月16日、
12月29日～1月3日及び管理者が特に必要と認めた日

(利用定員)

第6条 利用定員は1日12名とする。(指定認知症対応型通所介護を含む。)

(通常の事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は奥州市江刺地域とする。ただし、会社が特に必要と認めた場合は、地域を越えて実施することができる。

(ケアプランの作成)

第8条 サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別にケアプランを作成する。

- 2 ケアプランの作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、ケアプランに基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(サービス内容及び利用料その他の費用の額)

第9条 サービスの内容は、送迎・入浴及び食事の提供(これらに伴う介護を含む)、生活等に関する相談及び援助、健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の支援を行う。

- 2 サービスを提供した場合の利用料金は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、当該サービスが法定代理受領サービスに該当する場合は、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。
- 3 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 1) 食材費 1回670円(おやつ代を含む)
- 2) 第7条の通常実施地域以外の利用者で、当事業所から自宅までの距離が30kmを超える場合、実施地域を越えた地点から起算して1kmあたり50円を請求する。
- 3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用については、実費を請求する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの対象者は、要支援の認定を受け、なおかつ認知症の状態にあり、自傷他害のおそれがない者とする。

- 2 利用開始後、利用者の状況が変化し、前項に該当しなくなった場合は、利用を中止することがある。

(秘密保持)

第11条 従業者は、利用者等の個人情報並びに業務上知り得た情報に関しては、当社個人情報保護に関する基本方針に基づき、秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の条件とする。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、介護賠償保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関等と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が生じた場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

(業務継続計画)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束廃止)

第18条 サービスの提供に当たり、身体拘束は原則行わない。ただし、下記の要件をすべて満たしている場合、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。ただし、

身体拘束を早期に解除できるよう全職員で検討・対応に努めます。

- ① 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

(高齢者虐待防止)

第19条 サービス提供にあたり、高齢者虐待にあたる以下の5項目は原則行わない。

- ① 身体的虐待
- ② 心理的虐待
- ③ 介護・世話の放棄・放任
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

(その他運営についての重要事項)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、代表者が定めるものとする。

附 則

この規程は、奥州市長の指定を受けた日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日より施行する。(営業日の変更)

この規程は、平成25年12月1日より施行する。(営業日の変更)

この規程は、平成26年4月1日より施行する。(その他の費用の額の変更)

この規定は、平成27年8月1日より施行する。(制度改定に伴う文言変更)

この規程は、平成30年3月1日より施行する。(営業日の変更、その他文言整理)

この規程は、平成30年4月1日より施行する。(営業時間の変更、その他文言整理)

この規程は、令和3年6月1日より施行する(営業日の変更)

この規程は、令和5年10月1日より施行する。(その他の費用の額の変更)

この規程は、令和6年4月1日より施行する。(事業継続計画・身体拘束廃止・虐待防止追加)

この規程は、令和6年7月1日より施行する。(営業日の変更)